

# 甘楽町小規模契約希望者登録申請の手引き

## 【一般的事項】

この登録制度は、町が発注する小規模な工事・修繕・業務委託・建設資材・物品の購入等の契約において、町の入札参加資格審査申請が困難な町内に事業所を有する小規模事業者の受注機会を拡大して地元経済の活性化を図ろうとするものです。

### ◇登録資格

- ・町内に主たる事業所を置く者
- ・建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等は問いません。  
ただし、建設業法別表で定める業種以外の必要な資格・許可等はこの限りではありません。

### ◇登録を受けることができない者

- ・町内に主たる事業所を有しない者
- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者
- ・甘楽町入札参加資格申請に基づく資格者名簿に登録されている者
- ・法人・個人を問わず営業実績が2年未満の者
- ・希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- ・町税を滞納している者
- ・公共の発注として不相当と認められる者

### ◇登録者の取り扱い

町は、必要と認める添付書類「別添 甘楽町小規模契約希望者登録申請の手引きに定める様式」の提出により申請書の審査を行い、申請書を受理された方については、甘楽町小規模契約希望者名簿に登載します。（名簿登載通知はいたしません。）

### ◇登録の受付期間及び有効期間

申請書の受付期間は、町が定める期間とし、有効期間については、受付の年の5月1日から2年間とします。なお、追加申請は1ヵ年とします。

ただし、受付初年度は、受付期間・有効期間ともにこの限りではありません。

### ◇登録内容の変更等

申請後、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、「甘楽町小規模契約希望者登録要綱に定める様式第4号」により届出をしていただきます。

- ・住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき。
- ・氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき。
- ・廃業等により営業が出来なくなったとき。

- ・登録を辞退したとき。

#### ◇登録申請書類等

甘楽町小規模契約希望者登録要綱に定める様式（別表）により作成してください。

### 【契約に関する事項】

#### ◇発注の方法

町が小規模な工事・修繕・業務委託・建設資材・物品の購入等を発注するときは、原則として複数業者から見積もりを徴し、原則として、最低価格の見積もり業者と契約を締結します。

#### ◇契約の方法

契約業者となった場合は、発注担当課の指示により書面（請書又は契約書）により契約します。なお、この契約締結に関する契約保証金は免除とします。

#### ◇契約の履行

契約の履行は、甘楽町財務規則、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行するものとします。

なお、請負契約は、自ら履行しなければなりません。一括下請（丸投げ）は、建設業法及び建設業法施行令並びに町財務規則等で禁止されていますので、希望する業種については、自ら履行できる業種を記載してください。

#### ◇請負代金等の支払い

請負代金等の支払いについては、履行完了後に行う検査に合格後請負業者の請求に基づき、原則として口座振替により支払います。

#### ◇不正行為等の禁止

契約に関して不正又は不誠実な行為があった場合は、契約の解除を含め登録を抹消いたします。

#### ◇登録者名簿の非公開

町では、現在、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、入札参加資格者名簿等の公表をしていますが、この登録は小規模登録に限りますので非公開とします。

#### ◇その他

契約担当課において、必要に応じて対処するものとします。

別表

提出書類

業 種 提出書類		各 業 種 共 通		備 考
		個 人	法 人	
甘楽町小規模契約希望者登録申請書		○	○	様式第1号
小規模契約登録業種		○	○	様式第2号
使用印鑑届		○	○	様式第3号
小規模契約希望者登録変更届		○	○	様式第4号 変更があった場合には随時提出
技術者経歴書		○	○	許認可等を必要とする業種 (建設業は除く)
納 税 証 明 書	法人の町民税	/	○	市町村長発行 直近1か年分の納税証明 書又は完納証明書(原本)
	個人の町民税	○	/	
	町固定資産税	○	○	
	国民健康保険税	○	/	
委任状		/	○	委任する場合のみ
建退共加入履行証明等の写し		○	○	建設工事のみ

備考

1. ○印の書類を提出
2. 物品・印刷・役務において特約代理店となっている場合は、証明書等の写しを添付